

2026年度福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

<基礎・実践・更新>研修（前期） 開催要項

1 研修の目的

本研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適正かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）を養成することを目的とし、基礎研修、実践研修、更新研修を開催致します。

2 実施主体

一般社団法人 いけだ社会福祉士事務所（福岡県指定研修事業者）

3 研修対象者

I サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修受講資格

(1) サービス管理責任者

指定障がい福祉サービス事業所において、サービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる業務内容に応じ、通算して右欄の年数以上の実務経験を有する者。

業務内容	当該研修申込に必要な 実務経験年数 (2026年3月末見込)
相談支援業務	3年 (勤務日数540日)
社会福祉主事任用資格等を <u>有しない者</u> による直接支援の業務	6年 (勤務日数1080日)
社会福祉主事任用資格等を <u>有する者</u> による直接支援の業務	3年 (勤務日数540日)
国家資格等による業務に <u>通算3年以上</u> 従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務 (国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同期間でも可)	国家資格取得後 通算 1年 実務 1年 (勤務日数180日)

※相談支援業務・直接支援業務の内容については、別紙1-1をご参照ください。

(2) 児童発達支援管理責任者

指定障がい児入所施設及び指定障がい児通所支援事業所において、児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる業務内容に応じ、通算して右欄の年数以上の実務経験を有する者。

業務内容	当該研修申込に必要な 実務経験年数 (2026年3月末見込)
------	--------------------------------------

相談支援業務	3年 (勤務日数540日)
社会福祉主事任用資格等を <u>有しない者</u> による直接支援の業務	6年 (勤務日数1080日)
社会福祉主事任用資格等を <u>有する者</u> による直接支援の業務	3年 (勤務日数540日)
国家資格等による業務に <u>通算5年以上</u> 従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務 (国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同期間でも可)	国家資格取得後 通算 3年 実務 1年 (勤務日数180日)

※相談支援業務・直接支援業務の内容については、別紙1-1をご参照ください。

II サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修受講資格

以下のカテゴリーA・B・Cに該当する者。

各カテゴリー要件については専用ホームページへ掲載していますので、
ご参照ください。 <https://ikeda-socialwork-office.org/lp/lp03/>



カテゴリーA：実務経験(OJT)2年

サービス管理責任者等として従事しようとする者で、下記(1)、(2)のいずれかに該当する者

- (1) 基礎研修*1を修了し、実践研修受講前5年間に、実務経験2年以上かつ360日以上(1年あたり180日換算)を経過する者

*1「基礎研修」とは、相談支援従事者初任者研修講義部分とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修のことを指す。

- (2) 2019年3月末以前(旧カリキュラム)のサービス管理責任者等研修を修了した者であって、2019年4月以降に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となった者

ただし、両研修修了以降実践研修受講前5年間に、実務経験2年以上かつ360日以上(1年あたり180日換算)を経過する者に限る。

カテゴリーB：実務経験(OJT)6月

下記(1)(2)(3)の全てに該当し、それらの証明書を提出できる者

- (1) 基礎研修受講時*1に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3~8年)を満たしている。

*1「サービス管理責任者等基礎研修」の研修修了日の前日までのことを指す

- (2) 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に6月(90日)以上従事した。
(具体的には以下のいずれかのとおり)

- ・サービス管理責任者等が配置されている事業所において、第2サービス管理責任者等として個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行った。
- ・やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行った。

- (3) 上記業務に従事することについて、指定権者に届出している。

カテゴリーC：更新切れ

下記（１）又は（２）に該当する者

- （１） 2019年3月末以前に、相談支援従事者初任者研修講義部分とサービス管理責任者等研修を修了した者のうち、2024年3月末までに更新研修を受講していない者
- （２） 初回の更新研修修了の翌年度から5年間に一度毎の更新研修を修了していない者
（更新年月日が切れていない者は受講不可。更新年月日が切れた状態でのお申し込みは可能）
- （３） 2021年4月以降に実践研修を受講したが、更新研修を受講しておらず、更新切れとなった者（更新年月日が切れていない者は受講不可。更新年月日が切れた状態でのお申し込みは可能）

※2019年3月末以前（旧カリキュラム）のサービス管理責任者等研修を修了した者であって、2019年4月以降に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となった者は、カテゴリーC（更新切れ）の随時募集ではお申込できません。カテゴリーA（OJT2年）に該当する可能性があります。

Ⅲ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修受講資格

以下（１）又は（２）のいずれかに該当する者

- （１） サービス管理責任者等実践研修、または更新研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等もしくは指定障害児入所施設等においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者もしくは管理者として現に従事している者又は指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所もしくは指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として現に従事している者、又は従事しようとする者。
- （２） サービス管理責任者等実践研修、または更新研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間に於いて（１）の業務に通算して2年以上従事していた者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として現に従事しているもの又は従事しようとする者。

※更新期限早見表は専用ホームページへ掲載していますのでご参照ください。

<https://ikeda-socialwork-office.org/lp/lp03/>



4 受講定員

- I 福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修（前期）：240名
福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修（後期）：144名（予定）
- II 福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修（前期）：240名
福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修（後期）：144名（予定）
- III 福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修（前期）：288名
福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修（後期）：144名（予定）

5 受講料

- I 福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修
 33,000円(10%対象30,000円+消費税3,000円)
- II 福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修
 33,000円(10%対象30,000円+消費税3,000円)
- III 福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修
 33,000円(10%対象30,000円+消費税3,000円)

※当法人では、サービス管理責任者等研修に同一法人で2名以上受講決定した場合、＜同法人チーム割り＞を適用し、ご受講いただけます。基礎研修・実践研修・更新研修の組み合わせは自由です。詳細は専用ホームページをご確認ください。<https://iked-socialwork-office.org/lp/lp03/>

※受講料の納入方法・期限等については、受講決定通知にてご案内します。

※受講料の振込後にキャンセルされた場合、受講料の返金は致しませんのでご注意ください。

6 各研修日程・定員

- ① 各研修の研修内容は同じです。
- ② 受講希望日程を第3希望まで選択し、申し込みを行ってください。
- ③ 開催日時は予定のため、応募状況等によって変更になる可能性があります。
 ※募集人数が多数となる場合、表記日程以外での受講をご案内する場合があります。
- ④ 事前の動画視聴、事前課題の提出はございません。(厚生労働省の定めるカリキュラムの時間数は満たすプログラムとなっています)

I 福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修(集合研修)

開催日		開催時間	開催場所	定員
第1回	1日目:2026年 5月11日(月) 2日目:2026年 5月12日(火)	1日目 9時30分 ~ 18時30分	八女市社会福祉協議会 会議室(3階) 福岡県八女市本町 599番地 ※近隣に八女市役所があります ので、車でお越しの方は八女市 役所の駐車場をご利用下さい。	各48名
第2回	1日目:2026年 5月18日(月) 2日目:2026年 5月19日(火)			
第3回	1日目:2026年 5月25日(月) 2日目:2026年 5月26日(火)			
第4回	1日目:2026年 6月 8日(月) 2日目:2026年 6月 9日(火)	2日目 9時30分 ~ 18時50分		
第5回	1日目:2026年 6月15日(月) 2日目:2026年 6月16日(火)			
後期開催予定日時(※ <u>後期のご案内は、2026年6月頃</u> を予定しています。)				
第6回	1日目:2026年10月29日(木) 2日目:2026年10月30日(金)	1日目 9時30分 ~ 18時30分	筑後エリア 北九州エリア 筑豊エリア で開催予定	各48名
第7回	1日目:2026年11月12日(木) 2日目:2026年11月13日(金)			
第8回	1日目:2026年11月26日(木) 2日目:2026年11月27日(金)	2日目 9時30分 ~ 18時50分		

II 福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修（集合研修）

開催日		開催時間	開催場所	定員
第1回	1日目：2026年 5月14日（木） 2日目：2026年 5月15日（金）	1日目 9時30分 ～ 18時00分 2日目 9時30分 ～ 18時40分	八女市社会福祉協議会 会議室（3階） 福岡県八女市本町59 9番地 ※近隣に八女市役所があります ので、車でお越しの方は八女市 役所の駐車場をご利用下さい。	各48名
第2回	1日目：2026年 5月21日（木） 2日目：2026年 5月22日（金）			
第3回	1日目：2026年 5月28日（木） 2日目：2026年 5月29日（金）			
第4回	1日目：2026年 6月11日（木） 2日目：2026年 6月12日（金）			
第5回	1日目：2026年 6月18日（木） 2日目：2026年 6月19日（金）			
後期開催予定日時（※ <u>後期のご案内は、2026年6月頃</u> を予定しています。）				
第6回	1日目：2026年11月 5日（木） 2日目：2026年11月 6日（金）	1日目 9時30分 ～ 18時30分 2日目 9時30分 ～ 18時50分	筑後エリア 北九州エリア 筑豊エリア で開催予定	各48名
第7回	1日目：2026年11月19日（木） 2日目：2026年11月20日（金）			
第8回	1日目：2026年12月 3日（木） 2日目：2026年12月 4日（金）			

III 福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修（集合研修）

開催日		開催時間	開催場所	定員
第1回	1日目：2026年 7月 2日（木） 2日目：2026年 7月 3日（金）	1日目 9時30分～ ～ 16時50分 2日目 9時30分 ～ 18時20分	八女市社会福祉協議会 会議室（3階） 福岡県八女市本町59 9番地 ※近隣に八女市役所があります ので、車でお越しの方は八女市 役所の駐車場をご利用下さい。	各48名
第2回	1日目：2026年 7月 8日（水） 2日目：2026年 7月 9日（木）			
第3回	1日目：2026年 7月13日（月） 2日目：2026年 7月14日（火）			
第4回	1日目：2026年 8月 6日（木） 2日目：2026年 8月 7日（金）			
第5回	1日目：2026年 8月20日（木） 2日目：2026年 8月21日（金）			
第6回	1日目：2026年 8月26日（水） 2日目：2026年 8月27日（木）			
後期開催予定日時 （※ <u>後期のご案内は、2026年6月頃</u> を予定しています。）				
第7回	1日目：2026年10月13日（火） 2日目：2026年10月14日（水）	1日目 9時30分 ～ 18時30分 2日目 9時30分 ～ 18時50分	筑後エリア 北九州エリア 筑豊エリア で開催予定	各48名
第8回	1日目：2026年10月19日（月） 2日目：2026年10月20日（火）			
第9回	2027年3月頃開催予定			

7 申込期間

2026年2月16日（月）～2026年3月27日（金）午後5時必着

※各研修によって必要書類が異なりますので、申込フォームをご確認の上、必要書類を必ず上記日時までに申込フォームにアップロードさせてください。

※締切日時以降は、いかなる理由があっても受付できません。

8 申込方法

下記QRコードまたは当法人のホームページより申込を行うとお申し込み完了となります。

○当法人のホームページ

(<https://ikeda-socialwork-office.org/lp/lp03/>)

※詳細は、当法人ホームページに掲載している内容を必ず確認してください。

いけだ社会福祉士事務所



申し込みQRコード

福岡県サービス管理責任者・
児童発達支援管理責任者
<基礎研修>

お申し込み QR コード



福岡県サービス管理責任者・
児童発達支援管理責任者
<実践研修>

お申し込み QR コード



福岡県サービス管理責任者・
児童発達支援管理責任者
<更新研修>

お申し込み QR コード



9 受講決定について

受講申し込み締め切り後、選考により受講可否を決定し、2026年4月6日（月）～2026年4月10日（金）の間に可否決定等通知先宛に郵送にて通知致します。

※受講決定は先着順ではございません。

※募集人数が多数となる場合、表記日程以外での受講をご案内する場合があります。

※4月13日（月）以降になっても受講可否の通知が届かない場合は、お問い合わせください。

※受講可否について、電話によるお問い合わせはお受け致しかねます。

10 研修内容（厚生労働省の定めるカリキュラム）

I 福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者**基礎**研修

科目	内容・目的	時間数
1. サービス管理責任者等の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義（7.5時間）		
サービス（支援）提供の基本的な考え方	サービス（支援）提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等について理解する。	60分
サービス（支援）提供のプロセス	PDCAサイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	90分
サービス等利用計画と個別支援計画の関係 障がい児支援利用計画と個別支援計画の関係	サービス等利用計画における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点が障がい児支援利用計画・サービス等利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。また、障がい児支援利用計画・サービス等利用計画が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。	90分
サービス提供における利用者主体のアセスメント	サービス（支援）提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また、障がい種別や各ライフステージ、各サービスにおいて留意すべき視点について理解する。	150分
個別支援計画作成のポイントと作成手順	個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用し、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。	60分
2. サービス提供プロセスの管理に関する演習（7.5時間）		
個別支援計画の作成（演習）	モデル事例を活用したグループワークにより、障がい児支援利用計画・サービス等利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	270分
個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法（演習）	モデル事例を活用したグループワークにより、事業者が提供している支援のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら、視点・目的・手法等を理解する。	180分
合 計		15時間

II 福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者**実践**研修

科目	内容・目的	時間数
1. 障がい福祉の動向に関する講義（1時間）		
障がい者福祉施策・児童福祉施策の最新の動向（講義）	・障がい者福祉施策・児童福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2. サービス提供に関する講義及び演習（6.5時間）		
モニタリングの方法（講義・演習）	・事業所のモニタリングについて、障がい児支援利用計画・サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら、モニタリングの視点・目的・手法等について講義により理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。	120分
個別支援計画の運営方法（講義・演習）	・個別支援会議の意義、進行方法、会議において行うべき事項（個別支援計画作成時・モニタリング時）等について講義により理解する。 ・個別支援会議における合意形成過程について、模擬個別支援会議の実施体験演習を通じて、サービス管理責任者としての説明能力を獲得する。 ・模擬個別支援会議の体験をもとに、個別支援会議におけるサービス管理責任者の役割についてグループワーク等により討議し、まとめる。	270分
3. 人材育成の手法に関する講義及び演習（3.5時間）		
サービス（支援）提供職員への	・サービス（支援）提供職員への支援内容、権利擁護・法令	90分

助言・指導について (講義・演習)	遵守等に関する確認や助言・指導を適切に実施するための方法等について講義により理解する。 ・講義を踏まえて、受講者が事業所において実施している助言・指導業務について、グループワーク等により振り返るとともに、今後の取り組み方について討議する。	
実地教育としての事例検討会の進め方 (講義・演習)	・事例検討会の目的、方法、効果等について講義により理解する。また、事例検討会の実施がチームアプローチの強化や人材育成にも効果を有することを理解する。 ・受講者が持ち寄った実践事例をもとに、事例検討会を行うことで、事例検討会の進め方を習得する。	120分
4. 多職種及び地域連携に関する講義及び演習 (3.5時間)		
サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者等の役割 (多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理) (講義)	・多職種連携や地域連携の実践事例を活用し、サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者等の役割(相談支援専門員との連携や関係機関との連携方法)について理解する。	50分
(自立支援)協議会を活用した地域の課題の解決に向けた取組 (講義)	・(自立支援)協議会の意義、目的、活動内容等について理解する。 ・サービス管理責任者等の業務を通して見出される地域課題を解決するための(自立支援)協議会の活用について実践報告等により学ぶ。	50分
サービス担当者会議と(自立支援)協議会の活用についてのまとめ (演習)	・サービス担当者会議や(自立支援)協議会に関する講義を踏まえ、多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントについてグループワーク等による討議を通じて、連携のあり方についてまとめを行う。	110分
合 計		14.5時間

Ⅲ 福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修

科 目	内容・目的	時間数
1. 障がい福祉の動向に関する講義 (1時間)		
障がい者福祉施策の最新の動向 (講義)	・障がい者福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2. サービス提供の自己検証に関する演習 (5時間)		
事業所としての自己検証 (演習)	・グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。	90分
サービス管理責任者としての自己検証 (演習)	・サービス管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援の在り方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。	120分
関係機関との連携 (演習)	・関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、(自立支援)協議会の役割を再認識する。	90分
3. サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習 (7時間)		
サービス管理責任者としてのスーパービジョン (講義)	・サービス管理責任者として、事例検討のスーパービジョン及びサービス提供職員等へのスーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	180分
事例検討のスーパービジョン (演習)	・事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、優良な点や改善が必要な点について、グループワークによって明確化することによってスキルアップを図る。また、事例について、スーパーバイズを体験する。	60分
サービス提供職員等へのスーパービジョン (演習)	・事例を通じてサービス管理責任者等としてサービス提供職員等へ実施するスーパービジョンの構造や機能を理解し、具体的な技術を獲得する。	120分
研修のまとめ (演習)	・研修で得られた知識・技術を活用して、サービス管理責任者としてのスキルアップを図る方策について、グループワークにおける討議を通じてまとめを行う。	60分
合 計		13時間

1.1 受講決定後のキャンセルについて

- ・当該研修専用申込ページに「申込キャンセルフォーム」を設けていますので、内容等をご確認のうえWEB入力にてキャンセルのお申込をお願い致します。
- ・受講料の振込後にキャンセルされた場合、受講料の返金は致しませんのでご注意ください。
- ・受講決定後、お振り込みがない場合や無断でキャンセルされた方（事業所）は、次回以降の受講をお断りすることがあります。

1.2 修了証書について

- ・全日程、全科目の研修修了者に、修了証書番号、修了年月日、氏名等必要事項を記載した修了証書を交付致します。
- ・修了証書の授与は、集合研修最終日の研修終了時となります。
- ・研修修了者について、上記に掲げる事項等を記載した名簿を作成し、当法人及び福岡県にて厳重に管理致します。
- ・理解度が著しく低く修了の見込みがない場合は、講師・実施主体等にて協議の上、修了証書の交付は行いませんので、あらかじめご了承ください。

1.3 留意点

- (1) お申し込みについては、次の点にご注意いただき、申し込み者において十分に確認の上でお申し込みをお願い致します。
 - ① 書類の不備、記載漏れ等がある場合は、申し込み受付ができません
 - ② 受講申し込み書類等の不備・不足があった場合でも、当法人から指摘・修正指示等を行うことはありません
 - ③ 研修申込の要件は、提出された証明書類等によってのみ判断されます
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は、受講を取り消しますのでご注意ください。その場合の受講料の返金はいたしません。
 - ① 受講申し込み内容に虚偽の記載等があった者
 - ② 理由の如何にかかわらず、研修当日に遅刻・早退・途中退席等が通算15分以上あった
 - ③ 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと判断された者（私語、居眠り、携帯電話等の使用、受講態度の悪い方など）
 - ④ 受講態度について注意されたにも関わらず改めない者
 - ⑤ その他研修に支障のある行為が認められた者
- (3) 自然災害等により研修会を延期する場合がございます。その場合は、前日13時迄に当法人のホームページ (<https://ikeda-socialwork-office.org/lp/lp03/>) に掲載致しますのでご確認ください。
- (4) 受講申し込み書類等に記載された個人情報、本研修の運営目的以外には使用致しません。なお、ご提出いただいた申込書・証明書類等は返却致しません。

14 お問い合わせ先

一般社団法人いけだ社会福祉士事務所 サビ児管・相談支援従事者等研修事業係（担当：豆田）

〒834-0063 福岡県八女市本村425番地42 清水ビル1階4号室

TEL：080-1536-8391 FAX：0943-24-8487

Mail：ikedashakai.kenshu@gmail.com

※営業時間は、月～金曜日（祝日は除く）9時～17時となっています。

時間外の対応は行なっておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

※研修に関するお問い合わせは、電話またはお問い合わせフォームよりお願いいたします。

お問い合わせフォーム

